

* 出席停止期間 *



学校保健安全法に定める感染症及び出席停止の期間について（R5. 5. 8改正）

	病名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘瘡	
	ペスト	
	南米出血熱	
	マールブルグ熱	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARSコロナウィルスに限る)	
	鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9)	
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで（幼稚園は3日）
	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消えるまで
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなって2日を経過するまで
	結核	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸チフス	
	パラチフス	
	腸管出血性大腸菌感染症（O-157）	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 (医師において感染のおそれがあり出席停止の措置が必要と認める感染症)	感染症情報収集システムで出停になっている感染症は出停にする。（感染性胃腸炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、伝染性紅斑、手足口病）

